

精神障害者の地域移行支援事業の実際から見えた
地域生活を安定的に支える方策と人材育成について

報告書

平成 22 年 3 月 31 日

財団法人精神障害者社会復帰促進協会

はじめに

大阪府で平成 12 年から始まった退院促進支援事業は、現在、大阪府、大阪市、堺市の 3 行政で取り組み、事業利用者を増やしながら支援を継続しており、利用者合計は 300 名を超えました。

ここ数年の間で開催された退院促進支援事業に関する複数の会議において、事業終了後の事業利用者に関する生活実態調査に取り組む必要があるのではないかと意見が出ていました。事業利用者の中には退院した方も多くいるのですが、事業終了後の事業利用者について大阪府全圏域を対象とした調査を実施したことはありませんでした。

このたび、幸いにも財団法人精神障害者社会復帰促進協会が厚生労働省障害保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)の研究助成を受けることができ、事業利用者で退院した方を対象とした予後の生活実態調査をスタートさせました。対象者数は 271 名で、それらの方々との連絡をとることから作業をはじめました。

調査の大きなテーマは「現在の生活状況と将来の生活」ですが、具体的には調査員が出向き、企画調整会議で検討し、作成した調査票に沿って、聞き取り調査を実施しました。聞き取り調査に協力していただいた 130 名の貴重な意見から、退院促進支援事業を利用した方の生活の様子が見えてきましたし、専門職が事業利用者の地域生活を安定かつ継続的に支えるために必要な視点を再確認することができました。

今回の調査結果は大変貴重なものとなりましたが、事業利用者や退院促進支援事業のすべてを映し出しているわけではないことは明らかです。今回の調査結果を踏まえた上で、時期を見て第 2、第 3 の調査へと引き継がれていくことを切に願います。

最後に、今回の調査の実施に際して、大変多くの方からご協力を得て進められました。聞き取り調査にご協力していただいた皆様、そして多忙な業務の中、ご協力いただいた社団法人大阪精神科病院協会はじめ多くの関係機関、団体の皆様にこころからお礼申し上げます。

平成 22 年 3 月

財団法人精神障害者社会復帰促進協会 理事長
麻生 幸二

調査研究事業プロジェクト実施体制

統括責任者

麻 生 幸 二 財団法人精神障害者社会復帰促進協会 理事長

企画調整会議委員

辻 井 誠 人	大阪人間科学大学
田 村 綾 子	社団法人日本精神保健福祉士協会
門 屋 充 郎	特定非営利活動法人十勝障がい者支援センター
北 村 恵 子	大阪市こころの健康センター
山 口 宗 寛	のぞみ福祉会シード 大阪精神障害者地域生活支援連絡協議会
阪 口 久喜子	医療法人杏和会阪南病院 大阪精神保健福祉士協会
永 井 義 雄	堺市健康福祉局福祉推進部障害福祉課
中 島 宗 幸	堺市健康福祉局福祉推進部障害福祉課
八 幡 智 子	大阪府こころの健康総合センター 地域支援課
茅 良 昌 子	大阪府こころの健康総合センター 地域支援課
明 石 清 美	大阪府こころの健康総合センター 地域支援課
松 川 祥 恵	大阪府こころの健康総合センター 地域支援課
米 田 令	大阪府こころの健康総合センター 地域支援課
鹿 野 勉	大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課
川 本 正 明	大阪府寝屋川保健所

(順不同・敬称略)

アドバイザー

長 尾 喜一郎 医療法人長尾会 ねや川サナトリウム 社団法人大阪精神科病院協会

プロジェクトメンバー

伊 永 晶 一	財団法人精神障害者社会復帰促進協会
田 渕 誠	財団法人精神障害者社会復帰促進協会
川 口 誠	財団法人精神障害者社会復帰促進協会
藤 井 美 帆	財団法人精神障害者社会復帰促進協会
村 田 潤 子	財団法人精神障害者社会復帰促進協会
東海林 崇	株式会社浜銀総合研究所 経営コンサルティング部
山 本 将 司	株式会社浜銀総合研究所 経営コンサルティング部

<目次>

1 当協会の概要.....	1
(1)活動概要.....	1
(2)活動の歴史.....	1
2 大阪府内における退院促進支援事業の概要.....	3
(1)窓口と支援者の役割.....	3
(2)支援の流れ.....	4
3 調査目的.....	7
4 調査対象.....	8
(1)調査対象の定義.....	8
(2)調査対象者の状況.....	8
(3)調査対象者からの同意取得手順.....	10
5 調査項目・調査方法.....	11
(1)調査項目.....	11
(2)調査方法.....	14
6 調査結果.....	15
(1)母集団の基本情報の確認.....	15
(2)調査回答率.....	19
(3)調査実施者の構成.....	19
(4)母集団と調査実施者の比較.....	21
7 分析結果.....	37
(1)事業利用者の収入の状況.....	37
(2)事業利用者の住まい環境.....	42

(3)事業利用者の家族.....	45
(4)事業利用者への支援.....	48
(5)生活スタイル.....	57
(6)平日と休日の過ごし方.....	74
(7)生活の充実度.....	75
8 考察.....	77
(1)分析の観点.....	77
(2)生活スタイル.....	79
(3)希望の生活スタイル.....	83
(4)支援状況.....	85
(5)退院促進支援事業による退院後の入院が与える影響.....	87
(6)まとめ.....	89
資料1 調査票①：事前記入調査票.....	90
資料2 調査票②：支援機関事前記入調査票.....	91
資料3 調査票③：調査員事後記入票－1.....	97
資料4 調査票③：調査員事後記入票－2.....	98
資料5 設問別集計表 ①支援終了時状況.....	103
資料6 設問別集計表 ②現在の状況.....	111
資料7 設問別集計表 ③現在の状況と将来の希望.....	122
資料8 設問別集計表 ④現在の生活スタイルと将来の希望.....	127
資料9 再入院の有無によるクロス集計表.....	137

1 当協会の概要

(1) 活動概要

当協会は大阪府内を活動拠点とし、精神障害者の社会復帰・社会参加支援を目的とする団体として、1971年に精神病回復者社会復帰援護協会(任意団体)として発足し、精神障害者小規模共同作業所の運営援助を中心に活動してきた。

1994(平成6)年に現在名に改称するとともに、共同作業所の職員研修やレクリエーションなどを通じて府民の理解を深める事業に取り組んできた。

1995(平成7)年の精神保健福祉法制定とともに、大阪府、大阪市からの委託事業が増加し、ニーズの多様化とともに一段と幅広い事業展開を行い、現在では退院促進支援、こころの救急電話相談等の委託事業に取り組む一方、ふれあいの里等6つの社会復帰施設を運営している。

また役員会(理事・監事)には、福祉系大学、精神科病院協会、家族会、税理士、新聞社厚生文化事業団、他障害団体など幅広い分野から参画を得ている。

(2) 活動の歴史

2010年3月末現在までの活動は、以下のようになる(図表1-2-1)。

図表 1-2-1 当協会の活動の歴史

年	活動
1971年	精神病回復者社会復帰援護協会として発足。 大阪府の設置承認を受け、「なにわ憩いの家」の運営を開始。「なにわ憩いの家」の中の1つとして小規模作業所「あおば憩いの家」設立。
1974年	精神病回復者援護協会と改称。
1976年	大阪府から財団法人精神病回復者援護協会の認可を受ける。
1994年	財団法人精神障害者社会復帰促進協会(略称：復帰協)と改称。
1995年	事業体としての団体の性格を社会的に明確にするために、理事会の強化を行う。理事として、行政出身者、医師、福祉系大学、マスコミ関連。
1996年	作業所指導員養成研修講座を開始。大阪府、大阪市が企画した共同作業所指導員の新任者研修、及び現任者研修。4年間で各年新任7講座、現任8講座を設定し両研修ともおよそ30～40人が受講。
1997年	小規模作業所「あおば憩いの家」は「ひこうせん」と改称。喫茶軽食部門を併設する。
1999年	地域交流事業(大阪府)、地域交流促進事業(大阪市)受託。精神障害者が生活の拠点にしている作業所などを中心に、その地域の方々との交流を目的にプログラムを展開。 ピアヘルパー養成事業と同窓会(フォローアップの勉強会)を開催。障害をもった人が同じ障害をもった仲間を援助するピアヘルパー養成講座を実施。2級ヘルパーの全カリキュラムに加えて、精神障害者ホームヘルパー仕様の9時間をプラス、合計135時間の講座。1999年(平成13年度)に35人が終了。その後も年4回の同窓会(勉強会)を続け、機関紙も発行するほどの活動が続いている(ピアヘルパー連絡会)。
2000年	「精神障害者退院促進支援事業」を受託。

年	活動
2001 年	「ふれあいの里」設立(3 施設複合施設) <ふれあいの里地域生活支援センター> <ふれあいの里通所授産施設> <ふれあいの里生活訓練施設>
2002 年	就労支援事業(グループ就労支援事業)。2002 年度から 3 年間、大阪府の委託事業として展開。利用者の精神的な安定と訓練途中の抜け落ち予防のため 4~6 人のグループで行った。毎年 30~45 人の参加者が事業利用した。(総参加者数 ; 110 人) 24 時間電話相談事業(こころの救急相談事業)受託。 ※精神障害者の緊急事態時に 24 時間フォロー、サポートするシステムを目指した大阪府、大阪市の共同事業。
2003 年	小規模作業所「ひこうせん」が小規模通所授産施設として認定される。 大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合(エルチャレンジ)に加入。
2005 年	精神障害者グループホーム「コックピット」発足。 グループホーム「ほうゆう」発足。 精神科救急医療センター(大阪府・大阪市事業)開始。
2006 年	堺市が政令指定都市となったことにより、堺市より「精神障害者退院促進支援事業」「24 時間電話相談」「精神科医療救急情報センター」の委託を受ける。
2007 年	「精神障害者地域移行支援特別対策事業(退院促進支援事業)・大阪府精神障害者退院促進強化事業」を大阪府より受託。 居宅介護事業「ミルキー」認可。 「精神障害者ホームヘルプサービスに関する調査研究事業(厚生労働省補助事業)」を受託。
2008 年	「精神障がい者当事者参加型の地域支援環境づくり活動とその評価(厚生労働省補助事業)」を受託。
2009 年	「精神障害者地域移行支援特別対策事業(退院促進支援事業)大阪府障がい者地域移行促進強化事業」の延長決定に伴い、受託。

2 大阪府内における退院促進支援事業の概要

「精神障害者退院促進支援事業」（以下、退院促進支援事業¹⁾は、受入条件が整えば退院可能な精神障害者 72,000 人の地域生活移行支援のための対策として、2003 年度から始められた国庫補助事業であり、2008 年度から「精神障害者地域移行支援特別対策事業」に名をかえ、仕組みを強化して実施されている。大阪府では、「社会的入院は精神障害者の社会的隔離を進め、精神病院の中にしか生活の場を確保してこなかった精神保健福祉施策のあり方に起因するものである」との大阪府精神保健福祉審議会答申に基づき、国策化される前の 2000 年度より、府の単独事業「社会的入院解消研究事業(精神障害者退院促進事業)」として開始しており、現在では大阪府、堺市、大阪市にて退院促進支援事業を展開している。本章では、大阪府、堺市、大阪市の退院促進支援事業の概要を記す。

(1) 窓口と支援者の役割

図表 2-1-1 大阪府内での退院促進支援事業の窓口と支援者の役割

	大阪府	堺市	大阪市
利用の条件 (大阪府は①と②を満たす方。堺市、大阪市は①～③を満たす方が対象となる)	①病状が安定し主治医の推薦がある方(原則、任意入院) ②本人が事業利用を希望する(あまり自信はないが利用してみたいという方も含む)		
		③原則、入院後 1 年以上経過している方	③原則、入院後、1 年以上経過している方(ケースによっては 1 年未満の方も対象とする)
問い合わせ窓口	府保健所、高槻市保健所、東大阪市保健所	委託相談支援事業者(精神)(地域活動支援センター I 型)	こころの健康センター
利用の決定・支援内容の検討の場	自立支援促進会議(府保健所)精神保健福祉関係機関連絡会議(高槻市)こころの健康推進連絡協議会(東大阪市)	利用者選定会議	自立支援選定会議(こころの健康センター)自立支援促進会議(地域活動支援センター)
主たる支援者	自立支援員(当協会)ケアマネジメント従事者(相談支援事業者等)退院促進ピアサポーター・退院促進ピアサポーターコーディネーター住まいの確保推進員広域ケアマネジメント従事者精神保健福祉担当者(保健所・保健センター(中核市のみ)) ²⁾	相談支援従事者(委託相談支援従事者)自立支援員(当協会)ピアサポーター(委託相談支援従事者)	自立支援員(地域活動支援センター)ピアサポーター(地域活動支援センター)
地域側のコーディネーター	精神保健福祉担当者ケアマネジメント従事者	相談支援従事者	自立支援員
事業による退院後のフォロー	自立支援員による支援(原則 2 か月)ケアマネジメント従事者による支援(原則 6 か月)	自立支援員による支援(原則 2 か月)ピアサポーターによる友愛訪問(退院後 1 年を目途)、及び交流会	自立支援員・ピアサポーターによる支援(原則 1 か月)※安定した地域生活を送ることが確認できるまで延長できる自立支援員・ピアサポーターによる確認訪問(半年・1 年後)
退院促進支援事業終了後、障害者自立支援法によるサービス等による関係機関によるフォロー			

¹ 国の方策としては、2003 年度から「精神障害者退院促進支援事業」、2006 年度から「障害者自立支援法」内の地域生活支援事業、2008 年度から「精神障害者地域移行支援特別対策事業」が実施されている。大阪府では、2000 年から「社会的入院解消研究事業」、2002 年から「精神障害者地域生活移行支援研究事業」、2003 年から「精神障害者退院促進支援事業」、2004 年度から「精神障がい者地域生活移行・自立生活サポート事業(退院促進支援事業)」として行われている。大阪市では、2002 年より「精神障害者地域生活移行支援事業」、堺市では、政令指定都市に移行した 2006 年に「堺市精神障害者退院促進支援事業」、2007 年に「堺市精神科病院長期入院者地域移行支援事業」が実施されている。本報告書では、説明の都合上これらすべての事業を「退院促進支援事業」という。

² 精神保健福祉担当者(保健所・保健センター(中核市のみ))は、事業委託を受けて退院促進支援事業に関わっているのではなく、通常業務の一環として退院促進支援事業に関わっている。

(2) 支援の流れ

① 大阪府

(支援導入に向けての働きかけ)



精神科病院から候補者の推薦



(保健所・当協会コーディネーターによる事前調整)



自立支援促進会議等での検討・決定



本人に事業説明



自立支援員による支援開始



○ 院内面接・外出支援



○ 自立支援促進会議での報告(1～2 か月に 1 回)



○ ケースカンファレンス



○ 退院支援



退院後フォロー(自立支援員；原則 2 か月間、ケアマネジメント従事者；原則 6 か月間)



○ 地域で面接



○ ケースカンファレンス



地域定着・支援終了

② 堺市

(支援導入に向けての働きかけ)



精神科病院から候補者の推薦



地域活動支援センター・当協会による事前調整



利用者選定会議での検討・決定



本人に事業説明



自立支援員による支援開始



↓ ※相談支援従事者(ケアマネ)によるコーディネート



○ 院内面接・外出支援



○ 退院促進支援会議での報告(年3回程度)



○ ケースカンファレンス



○ 退院支援



退院後フォロー(自立支援員；原則2か月間)



○ 地域で面会



○ ケースカンファレンス



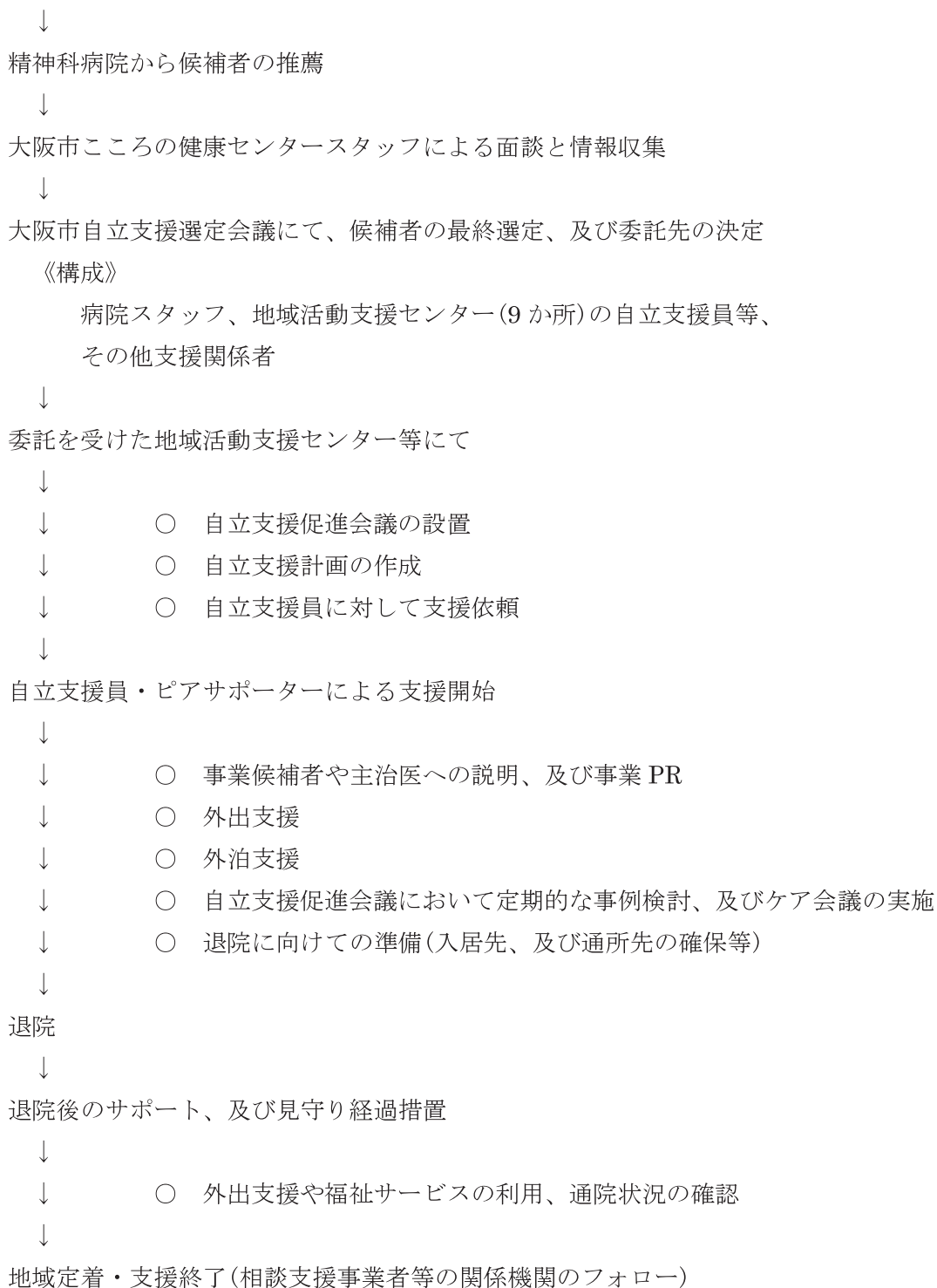
○ ピアカウンセラーによる友愛訪問、及び交流会



地域定着・支援終了(相談支援従事者等の関係機関によるフォロー；期限なし)

③ 大阪市

(支援導入に向けての働きかけ)



3 調査目的

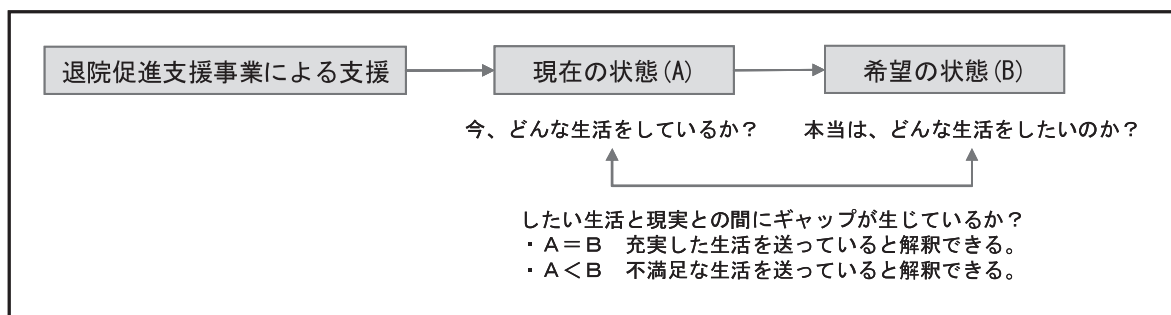
本調査は大阪府・大阪市・堺市が平成 12 年度以降実施した退院促進支援事業を活用して、地域生活を送り始めた方(以下、事業利用者)の現在の生活状況を明らかにするために実施した。具体的には以下に挙げる 3 つの調査目的を明らかにするために実施した(図表 3-1-1)。

調査目的 1 事業利用者の現在の生活状況を明らかにする(A)。

調査目的 2 事業利用者がどんな生活をしたいのかを明らかにする(B)。

調査目的 3 (A)と(B)のギャップを明らかにすることで、事業利用者の現在の生活に対する充足感を明らかにする。

図表 3-1-1 調査目的の整理



以上の調査目的を明らかにした後、地域生活を安定的に送るための支援の方策について考察する。